

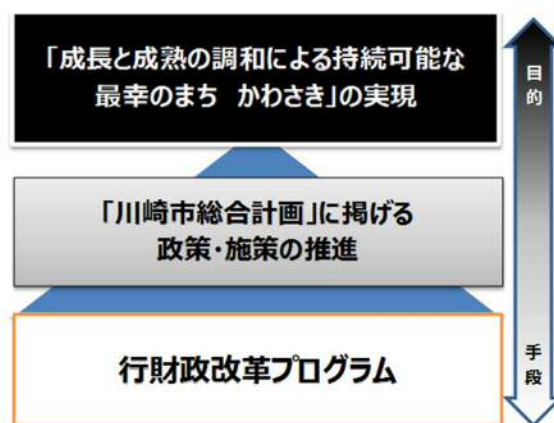
川崎市行財政改革第 2 期プログラム策定方針

1 策定の趣旨

(1) 行財政改革プログラムの取組

・少子高齢化の更なる進展や経済のグローバルゼーションなど、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。行政には、こうしたさまざまな環境の変化の中においても、安全・安心な市民の暮らしを支えるため、必要な市民サービスを着実に提供する責務があります。

・平成 28（2016）年 3 月に策定した「川崎市行財政改革プログラム」（以下、「現行プログラム」といいます。）に基づき、「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策を着実に推進するため、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報の確保等を行い、市民満足度の高い行財政運営の推進を図ることを目的とし、「市民ニーズと地域課題の的確な把握」、「市民サービスの「質的改革」の推進」、「市役所内部の「質的改革」の推進」、「効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現」を基本理念とする行財政改革を推進しています。



図表 行財政改革プログラムの位置付け

(2) 引き続き行財政改革の必要性

- ・今後も、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、限られた財源や人材等を最大限に活用し、効率的・効果的なサービスの提供に努めていくことが不可欠です。
- ・現行プログラムの基本理念等に基づき、引き続き、行政としての役割を確実に果たすことのできる体制づくりや、民間部門との役割分担も踏まえた組織の最適化、ICTの活用等による市民サービスの向上、事務事業の改善、財源確保策の強化などに取り組んでいく必要があります。
- ・また、防災まちづくりや地域包括ケアシステム等の施策の更なる推進が必要となる中、市民自治の考え方にに基づき、自助、互助、共助、公助のバランスのとれた市民のための市政を進め、安全・安心な市民の暮らしを支えるためには、市民、事業者、行政などの社会を構成する各主体の役割分担を踏まえた協働や連携等の取組を更に推進し、各主体が共に創り支え合う社会づくりを一層進めていく必要があります。

- ・あわせて、市役所内部改革も重要であり、現場主義、対話主義の視点から、市民との積極的な情報共有を推進するなど、市民に信頼される体制づくりや、市民サービスの向上に向けて、多様な人材が活躍できる職場づくりが大切です。また、組織の生産性の向上や管理職のマネジメント力の強化等を図ることにより、長時間勤務の是正、女性活躍推進などの働き方・仕事の進め方改革に取り組み、総合計画の実現を支える活力ある市役所を構築していくことが求められています。
- ・さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックや市制 100 周年等の重要な節目なども意識し、総合計画第 2 期実施計画と連携した取組を推進していくことも大切です。

(3) 行財政改革第 2 期プログラムの策定

- ・これらの課題に的確に対応するため、平成 30 (2018) 年度から平成 33 (2021) 年度までの 4 年間の具体的な取組を示す行財政改革第 2 期プログラムを策定します。
- ・行財政改革第 2 期プログラムにおいては、現行プログラムの基本理念等を継承し、職員の創意工夫を活かした「質的改革」を更に進めながら、中長期的な視点を持って、持続可能な行財政基盤のもとでの「必要な施策・事業の着実な推進」に向けた改革に取り組みます。

2 現状と取り組むべき課題

(1) 将来の人口減少への転換を見据えた行財政運営の必要性

- ・本市においては、地理的要因や魅力あるまちづくりを着実に進めてきたことなどにより、若い世代を中心とした人口流入（社会増）が継続しています。平成 26（2014）年 8 月の本市将来人口推計では、平成 42（2030）年まで人口が増加するものの、年少人口（15 歳未満）のピークは平成 27（2015）年、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）のピークは平成 37（2025）年と推計されており、ピーク後は減少していくと見込まれていましたが、平成 29（2017）年 4 月現在も、社会増を主な要因として、推計人口を超える人口増加が続いています。
- ・引き続き見込まれる人口増加などにより多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応するとともに、平成 27 年国勢調査結果を基準人口として改めて行う将来人口推計の結果を踏まえながら、将来的な人口減少への転換を見据えた行財政運営を行っていく必要があります。

(2) 計画的な財政運営の必要性

- ・新規及び継続的な課題に対し、さまざまな対応が求められている本市では、人口増などに支えられ市税収入は堅調に推移していますが、一方で、待機児童対策の継続的な推進や障害福祉サービス利用者の増加などにより、扶助費は年々増加し、平成 29（2017）年度予算額は 1,759 億円となっています。また、人件費が小・中学校等の県費負担教職員の市費移管により、1,502 億円と大きく増加したことで、人件費・扶助費・公債費を合わせた義務的経費は 3,994 億円となり、歳出予算に占める割合は 56.3%となっています。
- ・厳しい社会経済状況においても、「必要な施策・事業の着実な推進」と、「持続可能な行財政基盤の構築」の両立に向けて、平成 28（2016）年 3 月に「今後の財政運営の基本的な考え方」を策定し、現在、これに沿った財政運営を行っているところですが、平成 29（2017）年度予算において、消費税率引上げの延期などの収支変動要因が生じています。
- ・こうしたことなどによる収支不足については、市民生活に影響を及ぼさないよう、減債基金からの新規借入などによる対応が想定されますが、これはあくまでも臨時的な対応であることから、施策調整や事務事業の見直し等を行いながら、借入額の圧縮と可能な限り早期の返済に努めるなど、計画的な財政運営を行っていく必要があります。

(3) 中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化の必要性

- ・本市の公共建築物については、現状のものをそのまま保有することを前提とした場合、10年後には、全体の7割超が築30年以上となり（床面積で算定）、施設の老朽化に伴う今後の集中的な大規模修繕・更新期の到来が懸念されます。
- ・また、公共建築物の総床面積は、児童生徒の増加に対応するための小中学校の新設等により、平成18（2006）年度から平成27（2015）年度までの10年間で約25万㎡増加しています。このことは、今後の公債費や維持管理経費の負担はもとより、将来的には大規模修繕等が必要となるなど、中長期にわたる財政負担増大の要因となります。
- ・したがって、本市施設の状況をあらゆる角度から分析し、さらに、地区別・年齢別の人口動態等も十分に考慮し、施設のあり方を再検証した上で、中長期を見据えた施設の効率的な維持管理を進めていくとともに、保有量の最適化の検討を一層進めていく必要があります。

(4) 市民満足度の一層の向上の必要性

- ・平成28（2016）年度実施の市民アンケートによれば、「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」において、「満足している」と「ある程度満足している」を合わせた割合は、56.4%と半数を上回る水準となっています。平成27（2015）年度に実施した市民アンケートの53.0%と比較して3.4ポイント増加しています。
- ・今後も、市民サービスの「質的改革」を推進し、市民との積極的な情報共有を通じて、地域の課題や市民ニーズをよりの確に捉え、必要なサービスの提供を行うことにより、市民満足度の更なる向上を図っていく必要があります。

(5) 行政としての果たすべき役割を踏まえた体制づくりの必要性

- ・熊本地震等の大規模自然災害の発生を契機とし、都市としての災害対策の強化への要請が高まっています。
- ・今後も急激な高齢化が進むことが見込まれる中、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を更に推進していくことが求められています。
- ・これらの課題に対応し、安全・安心な市民の暮らしを支えるためには、自助、互助、共助、公助の適切な役割分担による、行政としての果たすべき役割を踏まえた体制づくりを進める必要があります。

(6) 改革意識を持った職員の育成の必要性

- ・多様化・増大化する市民ニーズにきめ細かく対応できる組織づくりをめざし、職場の職員全員が日頃から活発にコミュニケーションをとり、自由な意見交換を行うことで、組織一丸となって日常的に改善・改革を実践する組織風土の醸成を進めて行くことが重要です。
- ・そのためには、職員一人ひとりが組織のミッションを十分に理解した上で、より一層市民の視点に立ち、コスト感覚、スピード感を持って、自ら積極的に地域の課題解決に向けて取り組むなど、自発的かつ日常的に改善・改革を実践する職員の育成を行っていく必要があります。

(7) 働き方・仕事の進め方改革の推進の必要性

- ・本市では、これまでも川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスデーの実施や男性職員の育児休業取得率の目標値の設定など、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んできましたが、近年は、平均時間外勤務時間数が増加傾向にあります。
- ・こうした現状を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの推進を実効性の伴う取組とするためには、職員の働き方を再確認しながら、パフォーマンスの向上や働く環境の整備、意識改革などに取り組むことが求められています。あわせて、女性活躍の推進など、多様な働き方を実現するための取組が重要であり、これらの課題解決に向けて、働き方・仕事の進め方改革を積極的に進めていく必要があります。

3 概要・策定の方向性

(1) 名称

- ・「川崎市行財政改革第2期プログラム」とします。

(2) 計画期間

- ・平成30(2018)年度から平成33(2021)年度までの4か年度を計画期間とします。

(3) 構成

- ・概ね、以下の内容を記載する方向で策定作業を進めます。
 - ① 計画策定の背景(現状、課題など)
 - ② 計画の考え方(計画の目的、位置付け、基本理念など)
 - ③ 改革の取組(取組項目、取組内容など)
 - ④ 各局区等改革プログラム(各局区等が取り組む改革課題など)
 - ⑤ 今後の財政運営の基本的な考え方(財政運営の取組目標など)
 - ⑥ 推進体制(進行管理、取組評価など)

(4) 総合計画第2期実施計画・収支フレームとの連携・調整

- ・行財政改革第2期プログラムの策定にあたっては、総合計画第2期実施計画や「収支フレーム」との十分な連携・調整を図り、「施策の推進」と「改革の推進」との一体的な検討を進めます。

(5) 現行プログラムの取組評価等の反映

- ・現行プログラムの各局等改革プログラムにおける各改革課題の活動実績や取組効果の評価とともに、それによって明らかとなった課題の改善に向けた取組の内容もあわせ、行財政改革第2期プログラムの取組への反映を図ります。

4 基本理念

基本理念は、現行プログラムで掲げたものを継承するとともに、新たな課題への対応も視野に入れ、次のとおりとします。

(1) 市民ニーズと地域課題の的確な把握

より多くの市民の納得と共感をいただける、市民本位の行財政運営に向け、市民ニーズを的確に把握し、地域に根差した課題解決を行います。

- ・「伝わる広報」に向けた職員意識の醸成
- ・ICTの活用による効果的な情報発信
- ・職員が積極的に現場へ足を運ぶことによる市民との課題の共有
- ・継続的な情報交換の場の設置

(2) 市民サービスの「質的改革」の推進

市民満足度の一層の向上を図るため、必要なサービスを、より質の高いものとして確実に届けます。

- ・地域の多様な主体との協働・連携に向けた区役所の果たすべき役割等を踏まえた最適な提供主体の選択
- ・将来を見据えた課題解決への創意工夫
- ・ICTの活用による利便性の向上
- ・広域連携や、地方分権改革の推進
- ・世代間の受益と負担を考慮した再構築
- ・優先順位付けや、当初目的の薄れたものの見直し

(3) 市役所内部の「質的改革」の推進

職員と市役所組織の質の向上を図るため、職員の意識改革や組織風土の醸成等に取り組みます。

- ・新たな価値の創出に向けた豊富な発想力と改革意識の醸成
- ・失敗を恐れないチャレンジ精神の醸成
- ・地域の多様な主体の力が一層発揮できるコーディネート力の育成
- ・日常的に改善・改革を実践する風土の醸成
- ・新しいことを受け入れる風土の醸成
- ・働きやすい、働きがいのある環境づくり

(4) 効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現

誰もが幸せを感じられる川崎がいつまでも続くよう、将来的な効果創出も見据え、効率的・効果的な行財政運営に取り組みます。

- ・安全・安心な市民の暮らしを支える簡素で効率的・効果的かつ機動的な組織の整備
- ・施設の効率的な維持管理や保有量の最適化
- ・多様な手法による財源の確保

5 改革の視点

めまぐるしく変化する社会経済環境の中においても、3D改革（「だれもが」・「どこでも」・「できることから」）を実践し、日常的に改善・改革に取り組むことにより、持続可能な行財政基盤のもとでの「必要な施策・事業の着実な推進」を図るため、次のとおり、改革の視点を位置付けます。

なお、これに基づく取組内容については、今後の策定作業を進める中で、具体化を図ります。

（１）「共に支える」

- ・市民サービスの一層の向上に向けて、地域住民をはじめとする地域を構成する各主体の力がより一層発揮される社会を構築するため、さまざまな主体の多様なニーズを調整し、具現化していくコーディネート型の行政への移行を推進します。
- ・市政情報を積極的に、より分かりやすく、かつ、伝わるように発信し、市民をはじめとする皆様の納得をいただきながら、行政、市民、町内会・自治会、社会福祉協議会、市民活動団体、企業、大学等の多様な主体が、適切な役割分担のもと、それぞれの強みを活かした、協働・連携によるまちづくりを推進します。
- ・将来にわたる必要な市民サービスの着実な提供と、その質の一層の向上を主眼とした、公と民の役割分担の見直しによる民間部門の最大限の活用を推進するとともに、適正なモニタリング体制の構築等に取り組めます。

（２）「再構築する」

- ・安全・安心な市民の暮らしを支え、必要なサービスを提供していくため、行政としての役割を確実に果たすことのできる体制づくりや、効率化が可能な分野での委託化等による組織の最適化など、「ムリ・ムダ・ムラ」を排除した、簡素で効率的・効果的な、活力ある市役所を構築します。
- ・あわせて、社会経済環境の変化などに対応した市民サービスの再構築や財源確保策の強化、出資法人の経営改善などに取り組むことにより、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に的確かつ迅速に対応できる、持続可能な行財政運営の基盤づくりを進めます。

(3)「育て、チャレンジする」

- ・課題解決に向け自ら行動し、常にチャレンジするよう、計画的な人材育成や職員の意識改革に取り組むとともに、前例や固定観念に捉われることなく、日常的に改善・改革を実践する組織風土の醸成に取り組むことなどにより、市役所内部の質的改革を推進します。
- ・市民満足度を向上させるためには、サービスを担う職員のパフォーマンスとともに仕事に対する満足度を向上させることが重要です。そのため、多様な人材が活躍できる職場づくりに向けて、生産性の向上や管理職のマネジメント力の強化等を図ることにより、長時間勤務の是正、女性活躍推進などの働き方・仕事の進め方改革に積極的に取り組みます。

6 策定に向けた検討・推進体制

(1) 全庁的な検討・推進体制

- ・市長を本部長とする川崎市行財政改革推進本部において、各局区等の課題の調整や情報の共有を図りながら、全庁的な方向性の決定・進行管理を行います。

(2) 各局区等の検討・推進体制

- ・局区長のリーダーシップのもと、各局区等の行財政改革推進本部において、改革課題の調整、とりまとめ、進行管理等を行います。
- ・各職場の職員一人ひとりのアイデアを基本とする職場起点の改革の取組を推進するため、管理職が中心となり、若手・中堅職員の意見を集約し、職場内での十分な議論等を行いながら策定作業を進めます。

7 スケジュール概要

当面、以下のスケジュールに基づき、行財政改革第2期プログラムの策定に向けた取組を推進しますが、今後の策定作業を進める中で、適宜、的確な対応を図ります。

平成 29 年	4 月中旬	行財政改革第 2 期プログラム策定方針の公表
	5 月中旬	スプリングレビュー
	7 月下旬	サマーレビュー
	8 月下旬	行財政改革第 2 期プログラム「(仮) 基本的な考え方」策定・公表
	11 月下旬	オータムレビュー
		行財政改革第 2 期プログラム「素案」策定・公表
	12 月中	市民説明会、パブリックコメント手続の実施
平成 30 年	2 月上旬	行財政改革第 2 期プログラム（案）策定・公表
	3 月下旬	行財政改革第 2 期プログラム策定・公表